

※1か月の定期券が15,000円以上の方は、必ず保護者の方へお渡しください。

## 遠距離通学費補助金のご案内

静岡県では、遠方から県内の県立高校に通学する方の経費負担の軽減を図るため、条件を満たす方に対して補助金を交付しています。支給条件を確認のうえ、該当する場合は、申請に必要な書類をお渡しますので、調査票に現状を記載し、定期券のコピーを添えて、事務室へお越しください。

### ◇補助の対象条件（以下(1)から(3)すべてを満たす方）◇

- (1) 利用公共交通機関の1箇月分の定期券の合計額が15,000円以上であること  
(例：秋葉バス 袋井駅～天王、袋井駅～石津 )
- (2) 次のいずれかに該当する方
  - ア 授業料減免を受けている方
  - イ 生活保護を受けている方（生活保護法第17条に規定する生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない方に限る）
  - ウ 児童養護施設に入所している方、里親に養育されている方
  - エ 同一世帯の者が市町村から就学援助を受けている方
  - オ 市町村民税を納付しないこととなった方または市町村民税の均等割のみを納付している方
  - カ 保護者それぞれの県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が、85,500円未満の方（静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則第2条第2号に規定する基準に該当する方）
- (3) 今年度4月1日（1年生は入学式の日またはその翌日）有効な定期券を購入していること。

### ◇補助額◇

(利用公共交通機関ごとの1箇月分の定期券の合計額－15,000円) × 11か月 ÷ 2

※1,000円未満の端数は切捨てになります。

※8月を除くため、11か月で算定します。（3年生は3月分も除きます。）

### ◇申し込み◇

- 1 申込先 袋井高校 事務室まで
- 2 提出期限 令和5年6月23日(金)

### ◇その他◇

年度の途中で定期を購入しなくなった場合（自転車通学への変更や保護者等が車で送る等）は、その月から減額となります。

担当 事務室 増田

※該当者のみ提出してください（令和5年6月23日（金）締切）

遠距離通学費補助金調査票

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_生徒氏名\_\_\_\_\_

遠距離通学費補助金の対象条件(1)・(2)・(3)の全てを満たすため、遠距離通学費補助金の申請書類を請求します。

<定期券コピー>

貼り付け